ものべがわエリア観光博「ものべすと」にかかるイベント開催
委託業務公募型プロポーザル審査要領

ものべがわエリア観光博「ものべすと」にかかるイベント開催委託業務公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

１　審査の対象となる参加者

審査は、次の各号をすべて満たす参加者を対象に行います。

（１） 別途定める「ものべがわエリア観光博「ものべすと」にかかるイベント開催委託業務募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者

（２）募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者

（３）募集要領により、適正に書類を作成した参加者

２　審査の項目及び点数

総合点数は審査員１名につき２００点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

（１）基本的な考え方及び企画提案概要	（１５点）
（２）イベントの実施・企画内容	（１２０点）
（３）広報・その他独自提案	（４０点）
（４）経費見積	（１０点）
（５）実施体制、スケジュール、関連業務の実績	（１５点）

３　審査委員会

参加者から提出された書類に基づき、プレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

日時：令和７年６月２５日（水）予定

場所：未定（南国市、香南市、香美市、３市いずれかの会場）

実施内容：プレゼンテーションの時間は１者 30 分以内とし、企画提案の説明を 20 分程度、質疑応答を 10 分程度とします。順番は別途お知らせします。

４　審査の方法

（１）審査委員会では、提出された企画提案書等に対する審査を行います。

（２）すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。なお、最低基準点は各審査委員の平均で 120 点とし、審査の結果、平均点がこれを下回った事業者については選定しないこととします。（参加者が１事業者のみであっても、同様とします。）

（３）審査の結果、最高点の者が同点で２者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

別紙　審査基準

評価項目	評価の視点	配点
（１）基本的な考え方 及び企画提案概要	・ものべがわエリア観光博「ものべすと」の趣旨やコンセプト、本業務の実施方針を十分理解しているか ・各イベントへの期待感が醸成できる企画提案となっているか	１５点
（２）イベントの実施・ 企画内容	・各イベントのコンセプトにふさわしい演出の提案がなされているか ・県外からの集客力が期待できる魅力あるプログラムの提案がなされているか ・ものべがわエリア観光博「ものべすと」の開催を県内外に発信できる内容となっているか ・来場者の満足度を高める工夫がされているか ・実現可能な提案であるか ・雨天時の想定や安全対策は十分であるか	１２０点
（３）広報・その他独自提案	・県外を主とし、県内外に効果的に発信できる内容となっているか ・イベント名称、広報物のビジュアルイメージは目を引くデザインであり、来場意欲を喚起するものとなっているか。 ・本業務の効果をさらに高める独自性のある工夫や提案があるか	４０点
（４）経費見積	・予算の範囲内であり、積算内訳及び根拠が明確に示されているか ・仕様に掲げた業務経費が全て計上されているか ・提案された業務規模と経費見積が大きくかけ離れていないか	１０点
（５）実施体制、スケジュール、関連業務の実績	・各イベントの業務を円滑かつ確実に遂行できる人員体制を整えているか ・妥当かつ現実的なスケジュールを想定しているか ・本業務の実施に資する同等の専門性や実績を有しているか	１５点